平成15年(ネ)第2130号 損害賠償反訴請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成14年(ワ)第11630号)(平成16年7月5日ロ頭弁論終結)

控訴人株式会社かどまさや

両名訴訟代理人弁護士 滝井朋子

被控訴人越後製菓株式会社

訴訟代理人弁護士 赤尾直人 主 文

本件控訴をいずれも棄却する。 控訴費用は控訴人らの負担とする。 事実及び理由

第1 控訴の趣旨

1 原判決を取り消す。

2 被控訴人は、控訴人株式会社かどまさやに対し、990万円及びこれに対する平成14年6月4日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3 被控訴人は、原判決別紙物件目録記載の製品を製造し、販売してはならない。

4 被控訴人は、その占有に係る前項記載の製品及びその半製品を廃棄せよ。

5 被控訴人は、被控訴人沼田工場(新潟県小千谷市(以下省略))、同高梨工場(新潟県小千谷市(以下省略))及び同宮内工場(新潟県長岡市(以下省略))に設置されている高圧処理機械その他原判決別紙物件目録記載の物件の製造に供し又は供し得る設備のすべてを除去せよ。

6 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

控訴人Aは、名称を「加圧処理米の製造方法及び調理用容器」とする特許第2583808号発明(平成2年5月1日に国際出願、パリ条約による優先権主張1989年〔平成元年〕8月22日〔以下「本件優先日」という。〕・日本、平成8年11月21日設定登録、以下、その請求項2記載の発明を「本件発明」という。)は、その特許を「本件特許」、これに基づく特許権を「本件特許権」という。)は、本件特許権の独占的通常実施権者である。本件は、被控訴人が行っている加圧処理、(以下「イ号方法」という。)は、本件発明の技術的範囲に属し、その製造販売が、以下「イ号方法」という。)は、本件発明の技術的範囲に属し、その製造販売が、(以下「イ号方法」という。)は、本件発明の技術的範囲に属し、その製造販売が、イ号物件の販売による損害900万円、弁護士費用90万円の合計額)の損害賠償及びこれに対する附帯金員の支払を求め、控訴人Aが、イ号物件の製造販売の産業並びにイ号物件の製造に供し又は供し得る設備の除去を求めている事案である。

原審は、イ号方法は、本件発明の技術的範囲に属さず、また、本件発明は、本件優先日前である平成元年7月15日さんえい出版発行、B編「食品への高圧利用」(甲3〔以下枝番省略〕、乙8、以下「本件文献1」という。)記載の発明(以下「本件文献1発明」という。)と同一であるか、又はこれに基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるから、本件特許には無効理由が存在することは明らかであり、本件特許権に基づく権利行使は権利の濫用に当たるとして、控訴人らの請求をいずれも棄却した。

当事者の主張は、次のとおり訂正、付加するほか、原判決「事実及び理由」 欄の「第2 事案の概要」及び「第3 争点及び当事者の主張」のとおりであるか ら、これを引用する。

1 原判決の訂正

- (1) 原判決4頁5行目及び15頁7行目の「本件発明」をいずれも「本件特許」に、原判決の上記引用部分中の「無効事由」をいずれも「無効理由」に改める。
- (2) 同9頁3行目,10頁下から6行目及び5行目,12頁13行目,14行目及び18行目の「X線回析」をいずれも「X線回折」に改める。
- (3) 同11頁12行目の「生じおらず」を「生じておらず」に、15頁下から6行目の「本件特許権」を「本件特許」に、16頁8行目の「本件特許出願時」を「本件優先日当時」に改める。

- (4) 同17頁3行目の「(以下「本件著者」という。)」及び同頁5行目~6 行目の「以下『本件回答書』という。」を削る。
  - 2 控訴人らの当審における主張
- (1) イ号方法は、本件発明の構成要件B, Dを充足するか(争点(1)~(3)) イ号方法は、原判決の認定するとおりであるが、これを整理すると、原判決別紙方法目録の第1図(a),(b)に図示するとおり、上側に略扁平の縁11, 平坦な底部12及び当該縁と底部との間に介在する側壁13を有している容器本体1に対し、第2図(a),(b)に図示するように、洗浄した精米3の投入及び当該容器本体1の縁11と略同ーレベルに至るまで水4の注水を行った上で、第2図(c),(d)に図示するように、プラスチックフィルムを容器上側に位置している略扁平な鍔状の国示するように、プラスチックフィルムを容器上側に位置している略扁平な鍔状の扁平な線の上に位置するよう移動させて、このプラスチックフィルムを熱溶着液に1974気圧(200メガパスカル)の高圧を2分間加える加圧処理米を製造し、更にこれを加熱して炊飯するというものであり、本件発明の技術的範囲に属する。

(2) 本件特許に明らかな無効理由があるか否か(争点(5))

ア 本件発明の「精米の内部変質」とは、高圧加圧によって実現される、精 米の米粒の外側から内部の略芯に達するまでの、自然には生じ得ないような瞬時の 均一な吸水(以下「超自然的吸水」という。)を意味する。精米の「内部変質」と は、その内部における変質を示すことは明らかで、精米内部への超自然的吸水は、 変質の一つなのであるから、本件発明の高圧加圧によって生ずる精米内部の変質 が、正に「内部変質」である。超自然的吸水は、炊飯のための通常の浸漬を省略 得る水量、すなわち、精米重量の約30%に至る吸水である。加圧を続行すると、 超自然的吸水に引き続き、デンプンの立体構造の崩壊が進行するが、「精米の内部 変質に要する時間」とは、その内部的な諸変質が開始する時間、すなわち、吸水が 実現開始されるのに要する時間である。これに対し、本件文献1には、上記のよう な「内部変質」が生じたことの開示はない。

イ本件文献1(甲3, 乙8)においては、袋中への注水は行われない。本件文献1において、水ぬれ状態の浸漬米が加圧後にカサカサした麹のような感じになることは、正に浸漬米表面の水が米に吸収されたことを示すものであるから、袋中に注水がされたことの根拠となり得ず、精米粒子が膨潤したことは、加圧が500気圧と高圧であったことに起因するものであり、浸漬を経て吸水した精米は、これのみを袋に真空包装して5000気圧で加圧する場合には、袋中への注水がなくても破砕は生じない(公証人C作成の平成15年11月21日付け「知的財産権に関する事実実験公正証書」〔乙47〕、以下「乙47公正証書」という。)。

に関する事実実験公正証書」〔乙47〕、以下「乙47公正証書」という。)。 本件文献1には、「水を含んだ食品をプラスチック製の袋に真空包装し、これを水に入れて全体を加圧する」(5頁最終段落)との記載があるが、同記載に続き、「水を含んだ食品」とするために、乾燥粒状食品である精米を「ごはんを炊くよう」(19頁第1段落)な水量と時間をもってあらかじめ浸漬すべきことを記載しているのであって、「水を含んだ食品を袋に真空包装する」とは、包装した袋が直ちに抜気封止され、袋中へは水その他の物の添加が行われていないことを意味し、その浸漬米を直ちに「袋に真空包装」する事実を述べているにすぎない。 本件文献1記載の技術は、物を加圧するためにプラスチック袋に入れて真空パックする際には、その物自体に水を含んでいることが必須であることを前提としているが、その物に加えて、別に袋中に注水するという技術的思想は存在しない。

本件文献1の筆者が用いたのは、光高圧機器株式会社作成の「高圧ポンプKP-5-B型」パンフレット(乙50-1)に示される実験室用の高圧ポンプであり、その高圧室使用許容容量から、袋中に注水をする余地はない。現に、控訴人A自身が本件文献1記載の実験に立ち会った際にも、袋内には、ざる上げ後の浸漬米の若干量を入れることができたにすぎず、高圧室内はこれのみで満杯であった。

ウ また、本件文献1(甲3,乙8)は、完成した技術を開示していないから、本件文献1発明は、特許法29条1項3号所定の引用刊行物に記載された発明とすることができない。公証人C作成の平成15年5月28日付け「知的財産権に関する事実実験公正証書」(乙44、以下「乙44公正証書」という。)記載の第二実験③によれば、本件文献1の加圧米は、10分30秒の炊飯によってようやく芯がなくなったのであって、5分間の沸騰では芯まで糊化することはできなかった。

エ 本件文献 1 発明は、乾燥粒状食品である精米を水を含んだ食品に変え、加圧に先立って、精米内部に水を存在させる工程として、浸漬工程を必須不可欠とする技術である。これに対し、本件発明は、少なくとも 1 時間の浸漬を必要としない点で、本件文献 1 発明に比べ技術的意義が極めて大きい。

オ 以上によれば、本件発明が、新規性及び進歩性を有することは明らかであるから、本件特許に無効理由が存在することが明らかであって、本件特許権に基づく権利行使が権利濫用に当たるとする被控訴人の主張は失当である。

3 控訴人らの当審における主張に対する被控訴人の反論

(1) イ号方法は、本件発明の構成要件B、Dを充足するか(争点(1)~(3))について

イ号方法が本件発明の技術的範囲に属することはあり得ない。控訴人らは、イ号方法においては、加圧米製造工程において、炊飯に先立って必要とされる、通常であれば浸漬によって達成される精米の約30%の吸水は、達成されているはずのものであるから、この加圧は、本件発明の構成要件Dが規定する「精米の内部変質に要する時間加える」ものであると主張するが、同主張は、イ号方法にの内部変質に要する時間加える」ものであると主張するものであるが、その前提とするものである。あるいは、控訴人らの上記主張が、通常の炊飯及び蒸らしに約50分を要することと比較し、35分の炊飯工程が短時間であることから、超自然的吸水による格別の効果を主張するものであるとしても、本件文献1の口絵15C(甲3-2、乙8)は、浸漬米に対し20分間熱水に浸すことによって炊飯が見していることを考慮するならば、35分間の炊飯は、格別な炊飯状況を意味するものではない。

(2) 本件特許に明らかな無効理由があるか否か(争点(5))についてア本件明細書(甲2)及び一般技術文献の記載によれば、本件発明の「内部変質」とは、生の澱粉の立体的な分子構造が壊れるという加圧糊化現象に基づき、分解しやすくなることを意味し、その程度は「僅かの時間で、深部まで柔らかくなる」(甲2の4欄第3段落)ことが実現できるように、精米の全領域又はほとんどの領域に及んでいることを不可欠とし、偏光十字の消失によって判明するものである。本件文献1(甲3、乙8)においては、デンプンに対する加圧処理により、加熱を原因とする糊化の場合と同じように、偏光十字が消失し、デンプンの対域を原因とする糊化の場合と同じように、偏光十字が消失し、デンプンの大体構造の崩壊が生じていることが記載されている。控訴人らは、本件発明の「精米の内部変質」は、超自然的吸水を意味すると主張するが、本件明細書には、「内部変質」が「超自然的吸水」を意味することを裏付ける記載は全くない。

イ 本件文献1(甲3,乙8)の「静水圧」(19頁第1段落)との記載、 B作成の平成14年10月4日付け書簡(甲49-1,以下「甲49-1書簡」という。)及び新潟薬科大学食品科学科教授D,同特別研究員E作成の平成14年7月2日付け「試験結果報告書(3)」(甲14,以下「甲14報告書」という。)によれば、本件文献1における加圧処理は、パスカルの原理、すなわち、水を介したり一な加圧が行われることを前提としたものである。ごはんを炊く場合には、精米を浸漬させた上で、そのまま炊飯用の水に使用することを考慮すると、本件文献1の「ごはんを炊くように精米に水を加えて浸漬した後、これをプラスチックの袋に入れ」(19頁第1段落)の「これ」は、「精米に水を加えて浸漬した」状態を 意味する。

本件文献1(甲3,乙8)の「麹のような感じ」(同)とは、生の精米に比し、多少軟らかくなっているが、芯がある状態のことを意味し、表面の「かさかさした」状態を意味するものではない。

Z47公正証書の写真④は、極めて微小な写真で、破砕の有無を確認するには不十分である。仮に、Z47公正証書の実験において、破砕の程度が小さいとしても、それは、米の種類や塊の状態が薄かったことによるものである。

としても、それは、米の種類や塊の状態が薄かったことによるものである。 本件文献1には、ざる上げについて記載はなく、ざる上げをした後に別の水による注水をしているものではない。仮に、精米の表面に付着した水のみの吸収にすぎないのであれば、本件文献1の口絵15Bのように相当膨潤した状態とすることはできないし、甲14報告書が示すように、加圧後の精米同士は付着し合た状態となり、上記口絵15Bのようなバラバラの状態とすることはできない。本件文献1で「麹のような感じ」(19頁第1段落)になったのは、加圧糊化を伴う「内部変質」が行われたこと及び相当程度水の吸収が行われたことの結果であり、パスカルの原理が成立することを不可欠とするものである。また、本件文献1によ、高圧室の容量の記載はない。

ウ 乙44公正証書記載の第二実験③は、注水を行わない状態、すなわち、 パスカルの原理が成立しない状態での実験であり、本件文献1(甲3,乙8)の記 載を再現したものではなく、無意味である。

エ 浸漬工程を省略し得ることが本件発明の進歩性を裏付ける技術的思想に該当するのであれば、特許請求の範囲においてこの点を規定するか、少なくとも、発明の詳細な説明にこの点を裏付ける記載が存在しなければならないが、そのような記載はなく、浸漬工程を省略するか否かは、単なる選択事項にすぎない。

オ 以上によれば、本件発明が、新規性及び進歩性を欠くことは明らかであるから、本件特許に無効理由が存在することが明らかであり、本件特許権に基づく権利行使は権利の濫用に当たるというべきである。 第3 当裁判所の判断

1 争点(5) (本件特許に明らかな無効理由があるか否か) について

(1) 被控訴人は、特許に無効理由が存在することが明らかであるときは、その特許権に基づく差止め、損害賠償等の請求は、権利の濫用に当たり許されないところ、本件発明は、本件文献1発明に公知技術を組み合わせて、当業者が容易に発明をすることができたものであり、本件特許に無効理由が存在することが明らかであるから、本件特許権に基づく本訴請求は権利濫用に当たり許されないと主張するので検討する。

上記③の記載における「これをプラスチックの袋に入れて真空パックし」

(3) 控訴人らは、本件文献1(甲3、乙8)において、水ぬれ状態の浸漬米が加圧後にカサカサした麹のような感じになることは、正に浸漬米表面の水が米に吸収されたことを示すものであるから、袋中に注水がされたことの根拠となり得る」と主張するが、本件文献1の「これを食べると芯があり、麹のような感じである」との記載は、食感が麹のようであったことを表すものであって、水ぬれ状態の浸漬ないから、控訴人らの上記主張は、本件文献1の記載を正解しないものというほかなく、理由がない。また、控訴人らは、乙47公正証書を引用し、浸漬を経て吸水した精米は、これのみを袋に真空包装して500気圧で加圧する場合には、袋中への注水がなくても破砕は生じないと主張する。しかしながら、精米が破砕されていないとしても、加圧前には、米に吸収されていない水が存在していたものと認められることは、上記(2)のとおりであるから、乙47公正証書は、上記認定を左右しない。

さらに、控訴人らは、「水を含んだ食品を袋に真空包装する」とは、包装した袋が直ちに抜気封止され、袋中へは水その他の物の添加が行われていないこを意味し、その浸漬米を直ちに「袋に真空包装」する事実を述べているにすぎず、本件文献1記載の技術は、物を加圧するためにプラスチック袋に入れて真空パックする際には、その物自体に水を含んでいることが必須であることを前提とし、その物に加えて、別に袋中に注水するという技術的思想は存在しないとも主張する。しかしながら、本件文献1の5頁には、直ちに抜気封止するとは記載されておらず、本件文献1における米の加圧は、パスカルの原理により袋の内外に同じ圧力がかかることを開示するものと解すべきであることは、上記(2)のとおりであるから、控訴人らの上記主張も採用することができない。

控訴人らは、本件文献1の筆者が用いたのは、光高圧機器株式会社作成の「高圧ポンプKP-5-B型」パンフレット(乙50-1)に示される実験室用の高圧ポンプであり、その高圧室使用許容容量から、袋中に注水をする余地はなくで誘訴人A自身が本件文献1記載の実験に立ち会った際にも、袋内には、ざる上げ後の浸漬米の若干量を入れることができたにすぎず、高圧室内はこれのみで満杯であったと主張するが、本件文献1には、控訴人ら主張の上記事実について記載はなく、上記会社代表取締役作成の平成16年2月13日付け証明書(乙50-2)には、「昭和62年頃に、当社製のKP-5-B型高圧ハンドポンプ1台を京都大会は、「昭和62年頃に、当社製のKP-5-B型高圧ハンドポンプ1台を京都大学は、「昭和62年頃に、当社製のKP-5-B型高圧ハンドポンプ1台を京都大会は、「昭和62年頃に、当社製のKP-5-B型高圧のよりよりでは、当社製の機械は納入しておりません」との記載があるが、この記載のみでは、控訴人ら張に係る上記事実を認めるに足りず、他にこれを認めるに足りる証拠はない。

- (4) 控訴人らは、Z44公正証書記載の第二実験③によれば、本件文献1(甲3, Z8)の加圧米は、10分30秒の炊飯によったく芯がなくれたなった。5分間の沸騰では芯まで糊化することはできなかったことを引用した技術を開示していないから、本件文献1発明は、特許法名の大蔵1は、完成した技術を開示していないから、本件文献1発明は、特許法名のプロスチック袋に詰め、そのままの状態で密封し、加圧後、袋を開封しずルに移がら、<math>Z44公正証書の第二実験③は、浸渍米をザルで水切りした後、プロスチック袋に詰め、そのままの状態で密封し、加圧後、袋を開封しずルに移がある。の場がは、表別で大阪が、大変を開から、大変を開から、大変を開から、大変を開から、大変を開から、大変を表別である。他方、本件文献1を引きるものである。といるまでの炊飯時間を計測したものである。他方、本件文献1を引きるものである。そうすると、<math>Z44公正証書の第二実験③は、表別であるまでの炊飯時間を計測したものである。とが1を表別である。とは異なる方法で行われたものであるとが明らは、表別である。本件文献1発明の追試ということはできず、このような実験結果に基づい本件文献1発明の追試ということはできず、このような実験結果に基づいまできない。
- (5) 以上検討したところによれば、本件文献1(甲3,乙8)に、「精米と水とをプラスチックの袋に入れて真空パックし、これを加圧温度45℃で500気圧の静水圧を半時間かけて加圧処理米を調製すること」(本件文献1発明)が記載されていると認めることができる。
- (6) そして、本件発明と本件文献 1 発明を対比すると、両者は、封入容器に対し、精米の投入及び注水を行い、当該封入容器内の空気を抜いて封止し、これを加圧室内の液中へ浸漬し、この液体に高圧を加える加圧処理米の製造方法である点において一致し、①前者は、洗浄した精米を用いるのに対して、後者においては、精米が洗浄されているかどうか明示されていない点(以下「相違点①」という。)、②前者は、1000気圧以上の高圧を精米の内部変質に要する時間加えるのに対して、後者には、「内部変質」という用語を用いた記載はなく、単に5000気圧の高圧を精米に半時間かけるとしている点(以下「相違点②」という。)及び③前者は、洗浄した精米を封入容器に投入するのに対して、後者では、通常の浸漬工程を経た精米を封入容器に投入する点(以下「相違点③」という。)において相違する。
- ア そこで、まず、相違点①について検討すると、本件文献 1 (甲3, 乙8) 記載の加圧米も、ご飯として食するためのものであるところ、精米からご飯を作る際に、あらかじめ精米を洗浄することは、常識に属する事柄というべきであるから、本件文献 1 記載の加圧米の製造方法において、精米をプラスチックの袋に入れる前に、あらかじめ精米を洗浄することは、当業者が容易にし得ることというべきである。

前の例と同じである」(同)との記載がある。

上記①の記載及び同記載中に高圧下の変質について詳述されているとして引用されている本件文献1の「1.7.6デンプンに対する高圧効果」の項の、「高い静水圧により、デンプンのなまの立体構造が壊れ、デンプンに種々の変化が起こり、アミラーゼ消化性が高まることを示している」(23頁第3段落)との記載によれば、本件発明における「精米の内部変質」とは、精米に適宜の時間かけられる高圧によっておこる、「生の澱粉の立体的な分子構造が壊れ、分解し易い状態」のことをいうと解される。他方、本件明細書には、「内部変質」が超自然的吸水であることを裏付けるような記載は一切存在しないから、本件発明の「精米の内部変質」は超自然的吸水であるとする控訴人らの主張は、本件明細書の記載に基づかないものであり、採用することができない。

そして、上記①~④の記載によれば、本件発明において、「精米の内部変質」は、具体的には、1000気圧以上の高圧を20分~50分間かけることにより引き起こされること、このような加圧処理によって内部まで均一な変質が得られること、内部まで芯のない炊き上りが得られるためには、このような加圧によって、短時間の加熱で食するに適した状態であることが認められる。他方、本件文献1(甲3、乙8)には、ごはんを火ように精米に水を加えて浸漬したものをプラスチックの袋に入れて真空パックし、ように精米に水を加えて浸漬したものをプラスチックの袋に入れて真空パックし、よりに精米に水を加えて浸漬したものをプラスチックの袋に入れて真空パックし、ように精米に水を加えて浸漬したものをプラスチックの袋に入れて真空パックし、かして美味しいごはんが炊きあがることが記載されていることは、上記(2)のとおりである。そうすると、本件文献1においても、本件文献1においても、「1000気圧以上の高圧を精米の内部変質に要する時間で本件発明と同様のおいしいごはんが得られると認められる。

したがって、相違点②は、実質的な相違点には当たらない。 ウ 進んで、相違点③について検討する。控訴人らは、本件文献 1 発明は、 乾燥粒状食品である精米を水を含んだ食品に変え、加圧に先立って、精米内部に水 を存在させる工程として、浸漬工程を必須不可欠とする技術であるのに対し、本件 発明は、少なくとも 1 時間の浸漬を必要としない点で、本件文献 1 発明に比べ技術 的意義が極めて大きいと主張する。しかしながら、本件明細書(甲2)の特許請求 の範囲には、浸漬工程の有無については何ら規定されていないから、本件発明は、 浸漬工程を有する方法と有しない方法の両者を含むものと認められる。そうする と、相違点③も、実質的な相違点には当たらないというべきである。

(7) 以上検討したところによれば、本件発明は、本件文献 1 発明に基づいて、当業者が容易に想到し得たものと認めることができ、本件特許は、特許法29条2項の規定に違反してされたものであって、同法123条1項2号に該当するから、本件特許に無効理由が存在することは明らかである。

## 2 結論

以上のとおり、本件特許に無効理由が存在することは明らかであり、本件特許権に基づく権利行使は権利の濫用に当たり許されないから、控訴人らの請求は、その余の点について判断するまでもなく、いずれも理由がない。

その余の点について判断するまでもなく、いずれも理由がない。 よって、控訴人らの請求をいずれも棄却した原判決は相当であって、本件控 訴はいずれも理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

## 東京高等裁判所知的財産第2部

美	勝	原	篠	裁判長裁判官
岳		本	岡	裁判官
書	冶	Ħ	早	裁判官